

設立認証申請に係る縦覧書類

(令和 7 年度)

1 申請年月日

令和 8 年 1 月 13 日

2 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 津家庭教育研究会

3 代表者の氏名

山下 裕子

4 主たる事務所の所在地

津市安濃町太田772番地2

5 定款記載の目的

この法人は、広く社会の人々、家庭において子育てに係わる人々に対して、子育て支援に関する事業を行い、豊かな心をもつ子どもを育てる重要性を伝えるとともに、傾聴を行い、人々の心理的健康の向上に努めることによって、明るく平和な住みよい社会の実現に寄与することを目的とする。

6 縦覧期間

令和 8 年 1 月 13 日 ~ 令和 8 年 1 月 27 日

特定非営利活動法人 津家庭教育研究会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 津家庭教育研究会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を三重県津市安濃町太田 772 番地 2 に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、広く社会の人々、家庭において子育てに係わる人々に対して、子育て支援に関する事業を行い、豊かな心をもつ子どもを育てる重要性を伝えるとともに、傾聴を行い、人々の心理的健康の向上に努めることによって、明るく平和な住みよい社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (5) 障がい者の自立と共生社会(障がいのある人とない人が、相互に人格と個性を尊重し合い、それぞれの違いを認め合いながら共に生きる社会をいう。)の実現を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 子育てに関する家庭教育セミナー事業
- (2) 子育て勉強会への講師派遣事業
- (3) 子育てや家庭に関する相談事業
- (4) 子育て支援事業
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員)

第6条 この法人の会員は、次の二種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表理事は、前項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 繼続して3年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
- (2) 監事 1名以上

2 理事のうち、一人を代表理事、一人を副代表理事とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において会員の中から選出する。

- 2 代表理事、副代表理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

- 2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならぬ。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えるなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置く場合は、職員は代表理事が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (7) 会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の利益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。)
その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要な事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき。

(3) 第14条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するものほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があつたものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、前条第2項、次条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者や電磁的方法による表決者、又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印しなければならない。
- 3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 31 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 32 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。
- (3) 第 14 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

(招集)

第 33 条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があつたときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあっては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならぬ。

2 決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項に該当する場合は所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 51 条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 53 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府N P O 法人ポータルサイト(法人入力情報欄)に掲載して行う。

第 10 章 雜則

(細則)

第 54 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事 山下 裕子

副代表理事 松原 利子

理事 小菅 雅司

理事 前田 桂子

理事 葛西 奈津実

理事 加藤 まどか

理事 岸岡 早理

理事 横田 あつ子

監事 紀平 道明

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、成立の日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

6 この法人の設立当初会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員年会費 0 円

(2) 賛助会員年会費 0 円

役員名簿

特定非営利活動法人 津家庭教育研究会

役名	(フリガナ) 氏名	住所又は居所	報酬の有無
代表理事	ヤマシタ ユウコ 山下 裕子	個人情報のため隠しています。提出する書類には、住所の記載が必要です。	無
副代表理事	マツバラ トシコ 松原 利子		無
理事	コスグ マサシ 小菅 雅司		無
理事	マエダ ケイコ 前田 桂子		無
理事	カッサイ ナツミ 葛西 奈津実		無
理事	カトウ マドカ 加藤 まどか		無
理事	キシオカ サオリ 岸岡 早理		無
理事	ヨコタ アツコ 横田 あつ子		無
監事	キヒラ ミチアキ 紀平 道明		無

設立趣旨書

1 趣 旨

現代の子ども達を取り巻く問題の多くは、心の問題からきています。子ども達の心は家庭環境(親の触れ合い方・家庭の雰囲気)により、大きく影響を受けています。しかし現代の親にとって子育ては、常に不安と迷いのなかにいます。漠然とした世の中への不安、核家族で育った世帯など、子育ての知恵、仕方などが分からず手探り状態の不安、共働きで時間に余裕がない不安、成育歴からくる心の不安定による不安などもあります。これら親の不安が子ども達に大きく影響を及ぼしています。自己肯定感が低いと思われる保護者が多く、その不安のまま子育てをして、過保護、過干渉、過剰期待、ネグレクトをしてしまっています。そういう保護者達に積極的にアプローチしなければ、多くの子ども達は精神を病んだり、自殺、引きこもりなどの生きづらさを抱えた人生になってしまふ可能性があります。

今回法人として申請するに至ったのは、任意団体として取り組んできた活動をより広い地域に根付かせ、継続的に推進していくためです。また、他地域の行政や関連団体との連携を一層深め、子育てに関わる人々の声を丁寧に反映しながら活動の見直しや改善を重ねていくには、信頼される組織体制の構築が不可欠です。

以上の点から、NPO法人として組織を発展させることが最良の選択であると考えたからです。

2 申請に至るまでの経過

平成 6年 4月 8日	任意団体 津家庭教育研究会を設立
平成 17年 1月 10日	津市生涯学習情報バンクに登録
平成 29年 4月	名張市教育センター主催 家庭教育連続講座を始める
令和 2年 5月 20日	文部科学省家庭教育支援チームに登録
令和 2年 4月	伊勢市教育委員会主催 家庭教育連続講座を始める
令和 6年 4月	津市教育委員会主催 子育て講座を始める
令和 7年 10月 30日	臨時総会を開催
令和 7年 12月 12日	設立総会を開催

令和 7年 12月 13日

特定非営利活動法人 津家庭教育研究会
設立代表者氏名 山下 裕子

令和7年度 事業計画書

(法人成立の日 ~ 令和 8年 3月 31日)

特定非営利活動法人 津家庭教育研究会

1 事業実施の方針

全ての子どもと保護者、子どもに関わる人々が安心して過ごせる地域社会の実現を目指し、子育てに関する家庭教育セミナー事業、子育て勉強会への講師派遣事業、子育てや家庭に関する相談事業、子育て支援事業等を実施します。

子ども一人ひとりの成長を尊重し、保護者が孤立しないよう、つながりや学びを大切にした活動を行います。

行政、教育機関、地域団体などとの連携を図りながら、継続的な支援体制を築いていきます。また、参加者の声を反映しながら、より良い活動となるよう見直しと改善を重ねます。

2 事業の実施に関する事項

特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数
子育て勉強会への講師派遣事業	保護者や地域住民に対し、家庭教育に関する勉強会を実施	2月27日 10:00~ 12:00	河芸ほほえみセンター	8人	子育てに関わる津市民
		2月13日 10:00~ 12:00	新町会館	8人	子育てに関わる津市民
子育てや家庭に関する相談事業	子ども、保護者、子どもに関わる人々に対し、悩みや不安に寄り添う相談対応	通年	ZOOM・電話・事務局・センター・子ども園等	10人	相談希望者
子育て支援事業	親子が安心して集え、学び、相談できる交流の場を提供	2月24日 10:30~ 11:45	小俣保健センター	6人	子育てに関わる伊勢市民 12名
		3月11日 10:30~ 11:45	小俣保健センター	6人	子育てに関わる伊勢市民 12名

令和8年度 事業計画書

(令和 8年 4月 1日 ~ 令和 9年 3月 31日)

特定非営利活動法人 津家庭教育研究会

1 事業実施の方針

全ての子どもと保護者、子どもに関わる人々が安心して過ごせる地域社会の実現を目指し、子育てに関する家庭教育セミナー事業、子育て勉強会への講師派遣事業、子育てや家庭に関する相談事業、子育て支援事業等を実施します。

子ども一人ひとりの成長を尊重し、保護者が孤立しないよう、つながりや学びを大切にした活動を行います。

行政、教育機関、地域団体などとの連携を図りながら、継続的な支援体制を築いていきます。

また、参加者の声を反映しながら、より良い活動となるよう見直しと改善を重ねます。

2 事業の実施に関する事項

特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数
子育てに関する家庭教育セミナー事業	保護者や地域住民に対し、家庭教育に関するセミナーを実施	年4回	名張市教育センター	10人	一般 200人
		要請に応じて	小学校、子ども園などの教育機関	10人	一般500人
子育て勉強会への講師派遣事業	保護者や地域住民に対し、家庭教育に関する勉強会を実施	毎月 第四金曜	河芸ほほえみセンター	8人	子育てに関わる津市民
		毎月 第二金曜	新町会館	8人	子育てに関わる津市民
		要請に応じて	支援センター	2人	子育てに関わる市民
子育てや家庭に関する相談事業	子ども、保護者、子どもに関わる人々に対し、悩みや不安に寄り添う相談対応	通年	zoom・電話・事務局・センター等	10人	相談希望者
		月1回	藤認定こども園	1人	相談希望者
子育て支援事業	親子が安心して集え、学び、相談できる交流の場を提供	年10回	小俣保健センター	6人	子育てに関わる伊勢市民 12名
		年4回	藤認定こども園	4人	入園希望者 25人
		年3回	公民館	6人	子育てに関わる津市民 15名

令和 7 年度 活動予算書
法人成立の日から 令和 8 年 3 月 31 日まで
特定非営利活動法人 津家庭教育研究会

(単位：円)

科目	金額（円）		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費			
賛助会員受取会費			
2. 受取寄附金			
受取寄附金			
3. 受取助成金等			
受取民間助成金			
4. 事業収益			
セミナー事業収益 (名張市教育センター)	60,000		
派遣事業収益 (河芸ほほえみセンター、新町会館)	12,000		
相談事業収益 (カウンセリング)	0		
子育て支援事業収益 (小保保健センター、藤認定子ども園くまのみ)	72,000	144,000	
5. その他収益			
受取利息	100		
雑収益	100		
経常収益計			144,100
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
福利厚生費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	1,000		
旅費交通費	20,000		
消耗品費	6,000		
研修費			
通信費	15,000		
印刷費			
保険料			
講師謝金			
雑費			
その他経費計	42,000		
事業費計			42,000
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
福利厚生費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
売上原価			
会議費	700		
旅費交通費	0		
消耗品費	5,000		
研修費			
通信費	17,000		
印刷費	2,000		

保険料		
講師謝金		
雑費		
その他経費計	24,700	
管理費計		24,700
経常費用計		66,700
当期経常増減額		77,400
III 経常外収益		
経常外収益計		
IV 経常外費用		
経常外費用計		
当期正味財産増減額		77,400
設立時正味財産額		786,938
次期繰越正味財産額		864,338

令和 8 年度 活動予算書
令和 8 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 31 日まで
特定非営利活動法人 津家庭教育研究会

(単位：円)

科目	金額（円）	
I. 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費 (2,000×21)	42,000	
賛助会員受取会費 (1,000×11)	11,000	53,000
2. 受取寄附金		
受取寄附金		
3. 受取助成金等		
受取民間助成金		
4. 事業収益		
セミナー事業収益 (名張市教育センター)	100,000	
派遣事業収益 (河芸ほほえみセンター、新町会館)	20,000	
相談事業収益 (カウンセリング)	0	
子育て支援事業収益 (小児保健センター、藤認定子ども園くまのみ)	200,000	320,000
5. その他収益		
受取利息	500	
雑収益	500	500
経常収益計		373,500
II. 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
役員報酬		
給料手当		
法定福利費		
福利厚生費		
人件費計	0	
(2) その他経費		
売上原価		
会議費	2,000	
旅費交通費	100,000	
消耗品費	50,000	
研修費		
通信費	20,000	
印刷費		
保険料		
講師謝金		
雑費	10,000	
その他経費計	182,000	
事業費計		182,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬		
給料手当		
法定福利費		
福利厚生費		
人件費計	0	
(2) その他経費		
売上原価		
会議費	2,000	
旅費交通費		
消耗品費	50,000	
研修費		
通信費		

印刷費	40,000	
講師謝金	20,000	
雑費	112,000	
その他経費計		
管理費計	112,000	
経常費用計		294,000
当期経常増減額		79,500
III 経常外収益		
経常外収益計		
IV 経常外費用		
経常外費用計		
当期正味財産増減額		79,500
前期繰越正味財産額		864,338
次期繰越正味財産額		943,838